

平成27年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成27年11月20日(金)午後1時30分～

2 会 場 芦屋市役所北館 4F 教育委員会室

3 出席者 (敬称, 各代表50音順)

(1) 出席委員	被保険者代表	上 坂 泰 代
		尾 崎 壽 子
		新 白 竹 男
		林 睦 子
	医療機関代表	高 義 雄
		富 永 幸 治
		仁 科 睦 美
		山 下 訓
	公 益 代 表	帰 山 和 也
		津 村 直 行
平 馬 忠 雄		
(2) 欠席委員	被用者保険代表	足 立 悟
	公 益 代 表	畑 中 俊 彦
(3) 市 側	被用者保険代表	鳥 越 茂 一
	市民生活部長	北 川 加津美
	保 險 課 長	阪 元 靖 司
	保険課管理係長	山 川 尚 佳
	保険課保険係長	筒 井 大 介
	保険課徴収係長	古 川 雄 一
	保険課保健師	北 野 知 子

4 傍聴者 0名

平成27年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 保険者の挨拶
4. 自己紹介
5. 定足数の確認・報告
6. 会長選出
7. 会長挨拶
8. 会長代理の指名
9. 議事録署名委員の指名
10. 議 事
 - 第1号議案 国民健康保険料賦課限度額の引き上げについて
 - 報告第1号 平成27年度（平成26年度実績）国民健康保険事業報告について
 - その他
11. 閉 会

……………開会……………

(事務局阪元) それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成27年度第1回芦屋市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の事業につきまして、市長の諮問に依じて必要な事項を審議していただく場ということになっております。

このたび、委員の皆様には、2年間の任期をお願いするにあたりまして、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。市長が皆様のところへ参りますので、自席でご起立いただきまして、委嘱状をお受け取りください。

なお、畑中俊彦委員と帰山和也委員につきましては、先に委嘱状をお渡ししておりますので、よろしくお願いいたします。

……………委嘱状の交付……………

(山中市長) 委嘱状、平馬忠雄様。あなたを芦屋市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します。任期は、平成29年6月30日までとします。平成27年7月1日芦屋市長山中健。どうぞよろしく願いいたします。

委嘱状、高義雄様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、富永幸治様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、山下訓様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、仁科睦美様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、津村直行様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、新白竹男様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状，林睦子様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

委嘱状，上坂泰代様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

委嘱状，尾崎壽子様。以下同文でございます。よろしくお願いいいたします。

委嘱状，足立悟様。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

(事務局阪元) それでは、ただ今から運営協議会を始めさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第9条の規定によりまして、附属機関の会議は原則公開となっておりますので、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、傍聴をしていただくこととなります。また、会議でのご発言につきましては、公開されることとなります。議事録には発言者の氏名も公表させていただきます。

現在、傍聴者の方はいらっしゃいません。

……………保険者挨拶……………

(事務局阪元) 引き続きまして、保険者であります山中市長から、皆様方に一言ご挨拶を申し上げます。

(山中市長) 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、平成27年度第1回芦屋市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員を快くお引き受けをいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

平成27年度は委員改選の年度となっております、このたび全14名の委員の皆さんのうち、再任されました委員さんが9名、新任となりました委員さんが5名でございます。2年間の任期となりますので、それぞれのお立場から芦屋市の国保事業の適正な運営のため、さまざまなご意見をお聞かせいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいいたします。

近年の国民健康保険を取り巻く状況は、大きな変換期を迎えているところでございまして、本年5月に、持続可能な医療保険制

度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。国民健康保険の都道府県単位化（広域化）を始めとする財政基盤の安定化や、医療費適正化等について方向性が示されたところでございます。

特に平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や、効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は各種手続や、相談の窓口、保険料の賦課・徴収等の地域おけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなります。

そのような情勢の中、本日は、平成28年度国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて諮問させていただきたいと存じますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。

……………自己紹介……………

(事務局阪元) それでは、引き続きまして、新たな任期でございますので、皆様方にはお名前と出身団体を自己紹介させていただきたいと存じます。委嘱状を受け取られた順番でお願いをしたいと思います。

なお、帰山委員につきましても、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

それでは、平馬委員のほうからお願いいたします。

(平馬委員) 平馬でございます。よろしくお願い致します。

(高委員) 芦屋市医師会の高でございます。よろしくお願い致します。

(富永委員) 芦屋市医師会の富永です。よろしくお願い致します。

(山下委員) 芦屋市歯科医師会の山下でございます。よろしくお願い致します。

(仁科委員) 芦屋市薬剤師会の仁科と申します。よろしくお願い致します。

(津村委員) 芦屋ハートフル福祉公社の津村でございます。よろしくお願い

いたします。

(帰山委員) 芦屋市議会民生文教常任委員長の帰山でございます。よろしく
お願いいたします。

(新白委員) 民生児童委員を仰せつかっております新白でございます。よろ
しくお願いいたします。

(林委員) 浜風町在住の主婦です。林です。よろしく申し上げます。

(上坂委員) 公光町に住んでおります上坂と申します。よろしくお願いいた
します。芦屋いずみ会の会長をしております。

(尾崎委員) 商工会女性部の尾崎です。よろしくお願いいたします。

(足立委員) 神戸貿易健康保険組合の足立と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

(事務局阪元) ありがとうございます。お手元に委員名簿を置かせていただ
いておりますが、ただいまご紹介いただきました委員の皆様のほか
に、公益代表といたしまして畑中俊彦委員、被用者保険代表の
鳥越茂一委員さんがおられますが、本日欠席されております。

芦屋市国民健康保険運営協議会委員は全部で14名でございます。
続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、市民生活部長の北川でございます。

(事務局北川) 北川です。よろしくお願いいたします。

(事務局阪元) 保険課管理係長の山川でございます。

(事務局山川) 山川です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局阪元) 保険課保険係長、筒井でございます。

(事務局筒井) 筒井です。よろしくお願いいたします。

(事務局阪元) 保険課徴収係長，古川でございます。

(事務局古川) 古川です。よろしくお願いいたします。

(事務局阪元) 保険課の保健師の北野でございます。

(事務局北野) 北野です。よろしくお願いいたします。

(事務局阪元) 最後になりますが，私，保険課長をしております阪元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは，座らせていただきます。

……………定足数の確認・報告……………

(事務局阪元) 次に，会議次第の5になりますが，定足数の確認・報告でございます。

委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では，委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが，本日の出席者数は現在12名でございます。

会が成立していることをご報告申し上げます。

……………会長選出……………

(事務局阪元) 次に，会議次第6，会長選出でございます。

本日は，委嘱後第1回の協議会でございますので，皆様方におかれましては，本協議会会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては，国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして，公益代表の委員の中から，全員の選挙で行うと規定されておりますが，恒例によりまして，事務局側からご提案させていただきたく存じますが，いかがでしょうか。

…………… 異議なしの声 ……………

(事務局阪元) 異議なしというお声がありましたので、事務局から、会長には平馬忠雄委員をご提案させていただきますが、委員の皆様、ご異議はございませんでしょうか。

…………… 異議なしの声 ……………

(事務局阪元) ありがとうございます。
それでは、平馬会長、会長席のほうにお願いいたします。
会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願
いいたします。

……………会長挨拶……………

(会 長) 平馬でございます。僭越ではございますが、ご指名によりまして会長を引き受けさせていただきたいと思っております。委員の皆様方の温かいご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなすものであり、市民生活の安全・安心にとって不可欠な制度でございます。

しかしながら、少子高齢化の進展、医療費の増大、制度上の課題等によりまして、その運営は財政的に今厳しい状況にございます。そういったことから、国のほうでは、平成25年8月に社会保障制度改革国民会議報告書、また同年12月には、いわゆるプログラム法が制定されました。

そして、このたび、先ほどお話がございましたように、本年5月27日に国民健康保険法の一部改正がなされました。そこでは、平成30年度から、保険者に新たに都道府県が加わるということでございます。都道府県は、財政的な面におきまして主体的な役割を果たす、市町村は従来どおり保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業、資格管理等を行うことになっております。とりわけ、都道府県では、国保の運営方針の策定、標準保険料率の設定等がその役割とされているところでございます。

これらは、これから国、都道府県、市町村の情報共有を図りながら協議を進めて、今後具体化されていくという状況にございま

す。私どもは、このことについて十分注視していく必要があります。

これから、諮問事項と報告事項がございますけれども、これらにつきましては、皆様方のご意見をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

……………会長代理の指名……………

(事務局阪元) ありがとうございました。

続きまして、会議次第の8、会長代理の指名でございます。会長代理の選出につきましても、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、会長の選出に準じて行うと規定されておりますが、恒例によりまして会長の指名とさせていただきたいと存じますが、ご異議はございませんでしょうか。

…………… 異議なしの声 ……………

(事務局阪元) それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(会 長) それでは、会長代理には、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定によりまして、公益代表のほうから選任することとなっております。津村直行委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

…………… 異議なしの声 ……………

(事務局阪元) ありがとうございました。続きまして、諮問書の提出でございます。先ほど市長の挨拶にもございましたように、本日の運営協議会は、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて諮問をさせていただきたいと思っております。

市長が平馬会長のところにまいりまして、諮問書をお渡しいたします。

(山中市長) 芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問します。

記1、諮問の内容。被保険者間の保険料負担の均衡を図るため、芦屋市国民健康保険条例第13条の6に規定する基礎賦課分保険料の保険料賦課限度額を52万円。同条例第13条の6の10に規定する後期高齢者支援金等保険料の保険料賦課限度額を17万円、同条例第13条の11に規定する介護納付金分保険料の保険料賦課限度額を16万円にする。

2、適用。平成28年度保険料から適用する。

以上。芦屋市国民健康保険運営協議会会長、平馬忠雄様。芦屋市長、山中健。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局阪元) 委員の皆様には、市長のほうから諮問いたしました諮問書の写しをお配りさせていただきますが、誠に申し訳ございません、市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(山中市長) どうぞよろしく願いします。失礼します。

……………市長 退席……………

(事務局阪元) それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、国民健康保険運営協議会の議長は、芦屋市国民健康保険条例施行規則第5条により、会長がその職に当たることになっております。これからの会議の進行につきましては、平馬会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

……………議事録署名委員の指名……………

(議長) それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。恒例によりまして、被保険者代表の方からお願いしたいと思います。このたびは、尾崎壽子委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議 長)

ありがとうございます。ご了解をいただきました。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、先ほど山中市長から諮問がありました国民健康保険料賦課限度額の引き上げについて、その他報告1件でございます。

まず、第1号議案「国民健康保険料賦課限度額の引き上げについて」を議題にいたします。事務局から説明をしていただきます。

……………議事 第1号議案……………

(事務局筒井)

それでは、私のほうから説明させていただきます。

第1号議案「国民健康保険料賦課限度額の引き上げについて」を、事前にお配りしております資料をご覧くださいながらご説明させていただきますと思います。ページをめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

今回、芦屋市国民健康保険条例に定める国民健康保険料賦課限度額を引き上げるため、諮問させていただきました。

資料1ページ「1賦課限度額の内容(表1)」をまずご覧ください。

平成27年度(現行)とありますのは、今年度の芦屋市の賦課限度額を記載しております。そこにあります基礎分(1)、後期分(2)は、被保険者の方全員が関係する限度額、介護分(3)は、40歳から64歳までの方のみに関係する限度額となっております。

その下の行にあります「国の場合」というのは、国の政令で示されている賦課限度額でございます。基礎分、後期分で1万円ずつ、介護分で2万円、芦屋市の現行より高い状況となっております。これを、昨年同様1年遅れとなりますが、「国の場合」のさらに下の段、平成28年度(改正案)のように、国の政令で示されている額と同額となるよう、この12月議会に議案を提出し、条例改正を行うため諮問させていただいているところであります。

この条例改正により、賦課限度額の合計は81万円から85万

円に、4万円増えることとなります。

この賦課限度額とは何かについて、次の「2、芦屋市の保険料率と賦課限度額（平成27年度分）（表2）」をご覧ください。こちらは、本年度の芦屋市の保険料率を記載しております。

こちらの表の平等割額（1）、均等割額（2）、所得割額（3）の合計が、平成27年度年間保険料（4）となります。その（4）のところに、限度額と示しております。その下、黄色で塗りつぶした欄に金額がございますが、こちらが今年度平成27年度の賦課限度額でございます。

このうち、基礎分を例に挙げますと、平等割額として2万1,000円に、均等割額として2万8,440円で、この2万8,440円に加入者数を掛けたもの及び所得割として加入されている方全員の昨年中の基準総所得金額に、6.0%を掛けたものをそれぞれ全て足したものが、基礎分の年間保険料となります。

所得が高いご世帯では、所得割の金額が大きくなり、（1）から（3）の計算結果が51万円を超える可能性がございますが、このような場合でも、51万円以上は保険料がかからないという額が、賦課限度額でございます。

後期分、介護分も同様の考え方となります。

さらに、賦課限度額を引き上げた場合の効果を、ページをめくっていただきまして、2ページ目、「3、賦課限度額の引き上げに伴う負担軽減等について」をご覧くださいながら説明させていただきます。

そのページにあります図1をご覧ください。

左側の縦軸が保険料、下の横軸が所得を表しております。所得が増えるに従い、保険料も上がりますので、グラフは右斜め上へと伸びていきます。

図の中には、現行の賦課限度額による保険料を破線で、引き上げ後の賦課限度額による保険料を実線で示しております。それぞれ右斜め上に伸びておりますが、破線で示しております現行は81万円で、実線で示しております引き上げ後は85万円で水平の直線になっており、それぞれこれ以上は保険料がかからないことを示しております。

この実線と破線で囲まれている台形の部分が、賦課限度額を引

き上げた場合に負担が増加する範囲，同じく実線と破線の三角形（イ）で示している部分が，負担が軽減する範囲となっております。この（ア），（イ）それぞれの面積は，等しくなるということになります。これは，（イ）の範囲の負担軽減分を，（ア）の範囲の方々が負担するということになります。賦課限度額の引き上げによっても，保険料総額は変化しないことも示しております。

この保険料総額が変化しないということについてお断りさせていただきますと，賦課限度額の引き上げに伴う影響を，現行の保険料率のうち，所得割のみに当てはめた場合を図示したものでございます。実際の保険料率の決定には，医療費の動向や，国や県の補助金の内容などが大きく関係してまいりますので，（イ）の範囲の保険料が来年度必ずしも安くなるというわけではありません。ただし，保険料率が来年度上がるという場合でも，賦課限度額を引き上げない場合と比較しますと，（イ）の範囲の保険料の上昇を抑制することができることとなります。

では，具体的に保険料の額の変化をご覧いただきたいと思えます。次ページ，3ページの表，「基礎分保険料（1）」とあります表をご覧ください。基礎分保険料について，給与収入の方を例としまして，各所得に対応した現行の保険料率での保険料，改正案の賦課限度額引き上げを所得割率のみに反映させた保険料，その2つの差分の金額を並べて示した一覧表でございます。

この「基礎分保険料（1）」の表には，1人から3人世帯，ページをめくっていただきまして4ページ，「基礎分保険料（2）」には，4人世帯と5人世帯について載せております。3ページに戻っていただきまして，表の上段にあります2つの薄い網かけ部分がございますが，その薄い網かけ部分とその2つの網かけ部分に挟まれた部分は，そこから伸びております吹き出しのとおり，7割・5割・2割軽減と世帯の所得により，平等割及び均等割について軽減措置される階層でございます。所得が増加するに伴い，この軽減は7割・5割・2割と下がっていきます。

表の下段のほうにあります現行の賦課限度額を示す二重線，その二重線よりさらに下にございます改正案の賦課限度額を示しております太線より下の層は，限度額到達により保険料が一定となっております。

表の上部には、「現行」「改正案」それぞれの保険料率を記載しております。保険料総額が変わらないと仮定すれば、賦課限度額を引き上げることで所得割率を引き下げる効果があります。今、ご覧いただいております「基礎分保険料（１）」、この表の基礎分については０．０５％、改正により所得割率が下がる試算となっております。

ページをめくっていただきまして、５ページと６ページは、後期高齢者支援金等分保険料、さらにめくっていただきまして、７ページと８ページは、介護納付金分保険料についての同様の表となっており、後期高齢者支援金等分では０．０７％、介護納付金分では０．２％所得割率が下がる試算の表となっております。各表の差額の欄にマイナスの数字をご覧いただけると思いますが、このマイナスが賦課限度額引き下げの効果でございます。現行の賦課限度額を示しております二重線を超えると、差額のマイナス、つまり、保険料の下がり幅が小さくなっていきプラスに転じますので、保険料が上がることとなります。これは、先ほどご覧いただきました２ページの図１、こちらで見ますと、現行の破線と引き上げ後の実線が交わった後に、２つの線の上下関係が逆転する部分となります。

再び、３ページの基礎分保険料の表に戻らせていただきます。

太線より下は、新しい賦課限度額が適用となる所得階層のため、賦課限度額引き上げ分である１万円、もしくは、介護納付金分でございますと２万円の増額となります。

これを、例えば４５歳の夫婦で、子供が２人おられて、夫に給与収入があるとした国保加入世帯の場合は、年間の給与収入が７００万円の場合、保険料の総額は約１万１、０００円程度の減少、同じく年間給与収入が８００万円の場合では、保険料総額が２万円程度の増加、給与収入９００万円の場合では、限度額引き上げの総額であります４万円が増加するという試算になります。

最後に、賦課限度額引き上げに関する芦屋市国民健康保険条例の改正箇所ですが、９ページ、１０ページ、新旧の条文比較を載せております資料をご覧ください。

それぞれご説明いたしましたように、５１万円が５２万円に、１６万円が１７万円に、１４万円が１６万円に条例の数字を改正

させていただくという内容でございます。

11ページから15ページは、国の改正についての政令と官報でございます。

私のほうからの説明は以上となります。

(議長) 説明は終わりました。質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

何かございませんか。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

今回合計で4万円、基礎分が51万円から52万円に、後期分が16万円から17万円に、介護分が14万円から16万円に引き上げられていますが、その直接的な根拠はどういうことになりますか。

(事務局阪元) 被用者保険では、超過世帯となる被保険者の割合が1.0%から1.5%となるように法定されているため、国は国保においてもバランスに考慮し、この数字に近づくよう段階的に引き上げを行っていくという考え方が根拠になっています。

それぞれ基礎分、介護分、後期分の引き上げ額については、その状況に応じて、それぞれが近づくようにという形で計算をさせていただきます。4万円といいますのは、これまでの賦課限度額の引き上げの最高の限度額が4万円ということになってございますので、国のほうは、これまでも合計4万円を上限として改正しており、これが4万円の根拠ということになっております。

(議長) ほかに何かございますか。

もう一つすみません。3ページの基礎分保険料の部分の、1人世帯、2人世帯、3人世帯とありますが、先ほどのお話では、今回の改正で、差額がマイナスのところは、いろいろな条件があるようですが、それは別にしておき、保険料が減る人が多数で、増える人が所得で823万円、収入で1,043万円の方からプラスに転じますよということですね。表を見てみますと、減る人がかなり多くて、増える人はもうほんの少しのように思えますが、そのあたりはどのように考えますか。

(事務局阪元) 芦屋市は他市と比較しまして、国保加入者の平均所得が高くなっておりますので、やはり、国保加入者の割合からいきますと、国保以外の社会保険のように所得階層の高い方の割合が非常に低いということから、やはり所得の高い人の割合がどうしても少なくなつて、低いほうの人数が多いということから、このような割合に転じるということでございます。

(議長) わかりました。
ほかに何かございますか。
それでは、もう一つすみません。
今後のスケジュールと、近隣市の情報はわかりますか。

(事務局筒井) 近隣の市でいきますと、芦屋市のように1年遅れで国の政令に合わせておりますところが、西宮市、三田市、尼崎市になります。西宮市、三田市は、芦屋市同様にこの12月議会で改正を予定していると聞いております。尼崎市は、通常2月議会で制度改正を行っているということで、今年も同じように考えているということを確認しております。

(議長) 芦屋市と同じ、政令基準でいくということですか。

(事務局筒井) そういうことになります。

(議長) ほかに何かございませんか。
それでは、特に反対意見もないようですので、諮問に近い形で答申をさせていただくことをご異議ございませんか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議長) ご異議がないようですので、早急に答申をするべく正副会長に文案等をお任せいただいて、処理をしたいと思っております。また、答申をしましたら、その答申の写しを後日、委員の皆様方に配付させていただきます。そのような処理でよろしいでしょうか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議 長) 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

……………議事 報告第1号……………

(議 長) 次に、報告第1号「平成26年国民健康保険事業報告について」を事務局から説明をお願いいたします。

(事務局筒井) では、まず、私のほうから説明させていただきます。こちらの事前に配らせていただいております「平成27年度芦屋市国民健康保険事業概要」をご覧くださいながら、説明させていただきたいと思います。

加入状況から説明させていただきたいと思います。まず、12ページをお開きいただけますでしょうか。

年度別国保加入者状況となっております。その中の年間平均で見ますと、年間平均の被保険者数は、前年と比べますと約200人、およそ0.9%減少しております。前年は、近年でも最も多い300人程度の減少がありましたので、それに比べますと、減少幅はやや減縮しております。内訳を見ますと、一般の被保険者が103人増、退職の被保険者が307人減じております。その退職分の減少割合はおよそ24%で、退職医療制度が64歳までの方が適用となっておりますので、65歳以上になった方が多くいらっしゃる、退職医療制度の適用が外れ、一般被保険者になったということが平成26年度は顕著であったということが伺えます。こちらの被保険者の異動の詳細につきましては、月別で10ページから11ページに載せておりますので、またご覧いただければと存じます。

次に、療養諸費（費用額）の状況を見ていただきたいと思います。こちらは、22ページ、23ページをご覧ください。

まず、22ページ、一般被保険者分の費用額の状況ですが、この10年程度は増加傾向でしたが、平成25年度に一旦減少しました。

しかし、昨年平成26年度は、再び約9,000万円程度増加

してありまして約72億100万円、これは、平成24年度を少し下回る水準となっております。全体としては増加しておりますが、表の中にあります「入院」の欄、こちらは若干ですが減少しております、この入院の減少が増加を抑制していると考えております。

23ページの退職被保険者分の費用額ですが、こちらは、退職被保険者数がかかなり減少しておりますので、それに伴い減少しております。こちら費用額の月別については、17ページから21ページに載っております、内容別が25ページから32ページまでありますので、またこちらもお覧いただければと存じます。

次に、保険料賦課の状況を説明させていただきたいと思っております。こちらは33ページをご覧ください。

5、保険料、こちらの平成26年度のところになりますが、納期は年間8回、賦課割合は所得割50%、均等割35%、平等割が15%と変動はありません。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、全てについて平成25年度の料率を据え置いております。なお、今年度平成27年度につきましても、保険料率は据え置いております。

次に、39ページをご覧ください。

ここからが本市の減免・軽減の状況になっております。39ページは、市の条例に基づく減免。40ページ、41ページは国の法令に基づく軽減となっております。本市条例に基づく減免制度、国の法令に基づく7・5・2割軽減制度、ともに適用総額は昨年度から増加しております。40ページ、41ページの7・5・2割軽減ですが、こちらは、平成26年度から軽減の範囲が拡大されたため、対象者数と減免額が増加しております。合計をお覧いただければ、世帯数、被保険者数、軽減額が増加していることが確認できます。

2割軽減が減り、5割軽減が増えておりますが、こちらは5割軽減の拡大幅が大きかったため、従来2割軽減を適用されていた対象世帯の多くが5割軽減になったため、5割軽減が大幅に増え、2割軽減が減ったという結果になったと考えられます。

失業等による減免・軽減対象は減少しておりますが、減免制度・軽減制度全体としては、ともに現行制度になった平成20年

度以後で最も大きくなっております。賦課させていただいております保険料が大きくならざるを得ない状況の中で、可能な限り減免や軽減の対応をさせていただいているという状況でございます。

私のほうからは、以上で説明を終わらせていただきます。

(事務局古川) 続きます、私のほうから、保険料の収納についてご報告させていただきます。

昨年にも申し上げましたが、本市におきましては、保険料の収納につきまして、平成23年度から一部外部委託をしております。具体的には、未納のある方に訪問や電話連絡等、なるべく早期の接触を試み、きめ細やかに納付等の相談をさせていただくという取り組みをしております。こちらの取り組みの成果としまして、年々収納率、特に現年の収納率は上がってきている状況でございます。

具体的に申し上げますと、事業概要の38ページをご覧ください。「(5)年間収入状況の推移」という下に表が2つございますが、上の表が平成26年度現年度分で、下の表が滞納繰越分でございます。

現年度分のほうから申し上げますと、上の表の一番右下の数値をご覧ください。右下の93.85%、こちらが、平成26年度の現年度分の収納率の数値となっております。前年度対比0.22%上昇しております、阪神間7市で2位、県下全体で17位となっております。下の表の一番右下の数値をご覧ください。こちらの27.57%が滞納繰越分の収納率の数値となっております。前年度対比0.79%減少しておりますが、依然として阪神間7市で1位、県下全体でも2位の数値となっております。

引き続き収納につきましては力を入れていく所存でございます。私のほうからは以上でございます。

(事務局山川) 続きます、42ページをお開きください。

私のほうからは決算の状況と、保健事業についてご報告させていただきます。

6、財政ということで、国民健康保険事業の決算の状況を表にまとめております。歳入歳出とも、特徴的な項目につきましてご

説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、表の左端に科目、それから表の中央右寄りに決算額を記載しております。歳入の主なものとしましては、保険料が、小計欄を見ていただきますと24億7,700万円、それから国庫支出金としまして14億9,300万円、前期高齢者交付金といたしまして28億9,900万円となっており、これらを合わせまして歳入総額の約7割を占める状況となっております。

平成25年度と比較しますと、この表には載せておりませんが、保険料につきましては約6,600万円の減額となっております。被保険者数の減少や、法改正による軽減制度の拡充による影響と考えております。そのほか、減額が大きかったものとしまして、国庫支出金につきましては約6,100万円、共同事業交付金につきましては、約6,500万円の減額となっております。これらは、本市において医療費の伸びが少なかったことによる影響と考えられます。

一方、前期高齢者交付金につきましては、約1億6,100万円の増額となっております。また、繰越金としまして平成25年度決算の黒字になりますけれども、1億6,400万円もございまして、トータルとしまして、平成25年度からは約9,500万円の増額となっており、歳入の合計額、一番下の欄ですが、96億2,000万円となっております。

続きまして、43ページの歳出をご覧ください。

歳出の主なものとしましては、保険給付費、いわゆる医療費になりますけれども、こちらが62億9,900万円、後期高齢者支援金としまして12億1,200万円となっておりまして、合わせて歳出総額の約8割を占めている状況となっております。

保険給付費につきましては、平成25年度からは伸び率0.1%未満の微増となっております。全国的に医療費の伸びは鈍化している傾向にありますが、平成26年度で、全国平均では約1.8%の増となっております。きちんとした分析はできておりませんが、本市においては、被保険者数の減少もございまして、決算上、医療費の増加が全国よりも抑制されている状況でございます。

次に、表の下のほうにあります共同事業拠出金ですが、10億4,600万円、こちらは平成25年度からは4,300万円の増額となっております。それから、少し下の基金積立金としまして、平成25年度剰余金のうち、2,200万円を基金に積み立てております。

歳出の合計額は9億4,400万円となりまして、平成25年度からは約7,300万円の増額となりました。歳入と歳出の差引は、一番下の欄ですが、1億8,600万円の黒字となっております。このうち、国の負担金等で約4,400万円の超過交付がございましたので、平成27年度末に国等に返還する予定となっております。

以上が、決算状況の報告でございます。

続きまして、本日皆様にお配りさせていただいております資料の中の「平成26年度保健事業報告」、A4の1枚ものになりますが、こちらの資料に従ってご説明させていただきます。

まず、1、特定健康診査ですが、この特定健診の対象となりますのが、40歳から74歳までの被保険者の方で、対象者数は1万7,492人でした。そのうち受診された方は6,779人で、受診率は38.8%となっております。受診率は昨年度からの伸びはなかったものの、兵庫県下における順位は第10位となっております。表の下に近隣市の受診率の状況を記載しておりますが、各市を上回っている状況でございます。

次に、(2)実施方法等ですが、先ほど申し上げた受診者数6,779人の実施方法別の内訳になっております。この中で、個別健診ですが、こちらが3,896人ということで、約6割近くの方が市内の指定医療機関で受診されています。これは、普段からかかっている医療機関での受診を希望される方が多いことと、お医者様からもお声かけをさせていただいている結果かと推察しております。

次に、2、特定保健指導です。上記の特定健診の結果、動機づけ支援が必要、あるいは、積極的支援が必要であると判定された方と、そのうち平成26年度中に特定保健指導を開始した方の人数、それから、実施率になっております。こちらは、市の保健セ

ンターで実施しておりまして、生活習慣病の予防・改善のための支援として、1人でも多くの方に利用していただきたいと努力しているところですが、なかなか実施率に結びついていない状況でございます。

次に、3、ジェネリック医薬品普及促進です。平成25年度に引き続きまして、(1)のジェネリック医薬品希望カードの交付と、(2)ジェネリック医薬品利用促進通知を実施いたしました。ジェネリック医薬品利用促進通知につきましては、平成26年7月と12月の2回、合わせて5,011件送付いたしました。その結果、ジェネリック医薬品に切りかえた方が合計820人、送付後の1か月で測定しました削減効果額は、合計で約164万円となりました。

続きまして、裏面をご覧ください。

こちらは、平成25年度にジェネリック医薬品の利用促進通知を送付した約5,000人の方について、平成26年1年間の効果額の推移を示した表でございます。1年間の合計額は、表の右下になりますが、約870万円となっています。

保健事業報告については以上でございます。

以上で、国民健康保険の事業報告を終わります。

(議長) 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお願いをいたします。

(津村委員) 1点だけよろしいですか。ページ数でいうと48ページ。
先ほど説明の中で、平成26年度からの所得基準額の変更で減免の対象者が増えたということで、2割軽減から5割軽減の対象者となった方が多いという説明でしたが、2割の軽減で人数が減った分と、5割軽減になった数が非常に多いように思いますが、こんな形の変動になるということですか。単に2割軽減から5割軽減に移ったというだけではなく、新たに5割軽減の人が非常に増えたということですか。

(事務局筒井) おっしゃるとおりでございます。従来の軽減の判定は、世帯主の方を除いて判定しておりましたが、この改正で、世帯主の方も

含めた判定となったため、計算上1人増えることになりましたので、大きく幅が広がりました。このことで、5割の対象の方が非常に増えることとなります。

(議 長) ほかにございませんか。

それでは、一つすみません。平成26年度と平成25年度の償却額は、未収金ではどれぐらいありますか。

(事務局古川) 不納欠損金額のことでしょうか。

(議 長) はい、そうです。

(事務局古川) 平成25年度の不納欠損金額は、5,929万5,998円でございます。平成26年度の不納欠損金額は、3,692万7,078円でございます。

(議 長) わかりました。
ほかにございませんか。

(林委員) 特定健康診査について、友達に意見を聞いてみたら、血液検査の項目がだんだん減ってきて余り役立たないから、ほかに行って詳しい検査をしているという人が多いようですが、別料金が必要であっても、健診を受ける病院でもらうほうが、別の日や別の病院に行かなくて済むので、手軽にできるように考えていただきたいと思います。私が感じているのは、貧血検査は、以前はやっていたのになくなり、前は保健所へ行けば安い費用でできたのに、それもなくなってしまっています。

(事務局北野) 平成19年度までの市民全員の方が受けていただける市民健診の際は、おっしゃっていただいたように貧血の血液検査もありましたが、特定健康診査という生活習慣病の予防に着目した健診が始まったときに、メタボリックシンドロームを早期発見するための健診ですので、貧血検査は、全員の方には受けていただけなくなってしまっています。

(林委員) なかなか貧血って、女性の方は特に身近な問題で、前はそれだけのために保健所に行っていたという人もいて、手軽だったのに残念っていう意見もありました。

2度行く手間が省けるし、別料金になるとしても、受けたところでできるようにしていただけないかなという意見が友達からありました。

(事務局阪元) 過去から実施してきた市民健診という考え方と、現在の特定健診が、先ほど申し上げましたようにメタボ対策用の健診ということで、若干目的が変わってきています。もともとあったものがこの中に含まれてないというご意見ですが、人間ドックの項目に入っているのかどうか等については、詳細の部分が今わかりませんのでお調べさせていただきます。

(林委員) 来年度のために考えていただけたらよろしいかと思います。

メタボ、メタボって国全体がそのようになってきていますが、余りにやり過ぎて、やせ過ぎの人が増えてきたという内容をニュースで言っていましたし、一直線に考えるのではなくて、芦屋市は小さい市ですので、もう少し柔軟性が必要ではないのかと思いますが。

(事務局北川) 確かにこの保健事業も、今ご説明させていただいたこの1枚でするので、わかりにくいと思いますが、いろいろなチラシ等を用意しておりますので、今後はそのようなチラシ等をお出しした中で、保健健康事業の内容が、もう少し感覚的にわかるようにご説明させていただいて、いろいろなご意見をお伺いしていきたいと思っております。

(議 長) ほかにはございますか。

それでは、42ページと43ページ、決算額の欄を見ていただきまして、下から3行目、平成25年度からの繰越金が1億6,461万6,000円あり、平成26年度の収支差引残額が、1億8,637万1,000円となっていますので、財政状況が好転しているように思われますが、今の説明の中で、この中には4,

400万円過多，国にお金を返すということですので，そうなると，前年からの繰越金1億6，400万円を下回ることになります。それはそのような理解でよろしいですか。

(事務局山川) 前年度の1億6，400万円のうちにも，国庫等に返還する金額もありましたが，今その資料が手元にございません。

(議長) では，平成26年度の通常言われている法定外繰り入れは，どれぐらいの金額何ですか。

(事務局山川) 平成26年度につきましては，約1億2，000万円になります。

(議長) 相当ありますね。わかりました。
ほかに何かございますか。
この議題は報告事項ですので，採決はいたしません。
これで報告第1号を終わります。

……………議事 その他……………

(議長) 本日の議題はこれで終わりですが，事務局から何かございますでしょうか。

(事務局阪元) 特に議題ではございませんが，本日，冒頭に会長からご挨拶を頂戴いたしましたとおり，平成30年度の都道府県単位化——「広域化」という言い方をしますが，それに向けての現在の動きについて，国の膨大な資料の一部ですが「国民健康保険の見直しについて」本日お配りをさせていただいております。

1枚おめくりをいただきますと，会長のご挨拶の中にもございましたとおり，都道府県の役割，それから市町村の役割が記載されています。簡単に言いますと，都道府県が財政運営に責任主体となって，国保運営の中心的な役割を担う，市は，これまでと余り変わることがなく，直接市民の皆様への対応をさせていただき，給付や資格に関する事，保険料の徴収に関する事

の業務を担うこととなります。

次のページになりますけれども、平成30年度以降の保険料につきましては、県が兵庫県の標準保険料率を決定し、納付金の額が決まりますので、その財源確保のために、市町村がそれぞれの料率を決めていくというような形になります。県が開催する国民健康保険連絡協議会というのがございまして、兵庫県下全ての市町村の担当者が集まり、いろいろな協議をしておりますが、医療費水準・所得状況・年齢構成等を基に保険料を決めていくということになりますが、詳細は今後詰めていくということになります。

最後のページですが、平成30年度までの予定ですが、国と都道府県と市町村の役割ということで、国は随時平成27年度以降説明会、これは市町村の説明会も含めてでございますが、平成29年度末まで行っていく。それに加えて、平成27年に、国の資料に朱書きで追加記入させていただきましたが、制度や運用の詳細に関する協議について7月から再開し、この広域化に向けたシステムの設計開発を行っていくという流れでございます。

都道府県は、先ほど申し上げました、これから市が県に払う、少し前は「分賦金」と言っておりました「納付金」の算定ルールや、これも本日会長が詳しくご説明をしていただきましたけれども、これから平成29年度末に向けて、兵庫県の運営方針を県が策定をしていくということになっておりますので、その運営方針の決定や平成30年度に向けて市町村ごとの納付金、標準保険料率を検討していくこととなります。

市町村については、その流れに沿って、先ほど申し上げました、水色の文字で加筆させていただいておりますけれども、都道府県と市町村との間で納付金や制度に関する事等、県が開催する会議に出席していきながら、いろいろな意見交換を行い、県のほうから示されました標準料率、納付金の額に伴いまして、平成30年度の保険料率を市町村で決定をしていくこととなります。その際には、当然のことながら、またこの運営協議会のほうで議論をさせていただきながら、平成30年度の料率を決めていくこととなります。

以上でございます。

(議長) ありがとうございました。

…………閉 会…………

(議長) それでは、本日の協議会はこれで終わります。どうもありがとうございました。